



議案第五十四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同條第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和五十二年三月二十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾貳年参月廿二日 原案可決

三朝町議會議長牧田禎

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、西小鹿
簡易水道新設工事請負契約の締結についての一部変更について、次のとおり専決処分をす
る。

昭和五十二年二月十九日

三朝町長 松村 藩 成

西小鹿簡易水道新設工事請負契約の締結に於ての一部変更について

昭和五十一年九月二十二日三朝町議会において、議決を得た議案第九十一号西小鹿簡易水道新設工事請負契約の締結に於ての一部を次のとおり改めるものとする。

五 工事完成期限中「昭和五十二年二月二十八日」を「昭和五十二年三月二十五日」に改める。